



発行 東京都

目次

規則

- 東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）…一
- 生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部地域福祉課）…一

告示

- 公共測量の実施（三件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…二
- 公共測量の終了（三件）……………（同）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
- 港湾施設の供用開始……………（港湾局離島港湾部管理課）…四

告示（選）

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四

公告

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

規則

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則（昭和四十四年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十二号の二及び第二十二号の二の二中「第七十七条第一項」の下に「、第七十七条の二第二項」を加え、同項第二十二号の四中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項、第十二条第一項、第十五条第一項及び第十六条」を「第六条第一項、第十八条第一項、第二十一条第一項及び第二十二条」に、「第六条第一項及び第十六条第一項」を「第七条第一項及び第二項並びに第二十二条第一項」に改め、「」の実施」の下に「並びに法第九条各項に規定する知事の支援会議の設置及び運営」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十一号

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則（平成二十七年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「除く。」の下に「並びに法第九条各項に規定する知事の支援会議の設置及び運営に関する権限」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田佐久間町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月七日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月七日から同年三月二十日

●東京都告示第九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量(街区多角点及び三級基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 中央区勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目及び豊海町各地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月十五日から同年三月二十二日まで

●東京都告示第十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区蒲田二丁目、大森西六丁目、北千束三丁目、上池台三丁目、上池台五丁目、南馬込四丁目、南馬込五丁目及び南馬込六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月一日から同年十二月十日

まで

●東京都告示第十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十九日から同年十二月二十七日まで

●東京都告示第十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、中十条四丁目及び十条台一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年四月二日から同年十二月二十

五日まで

●東京都告示第百十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

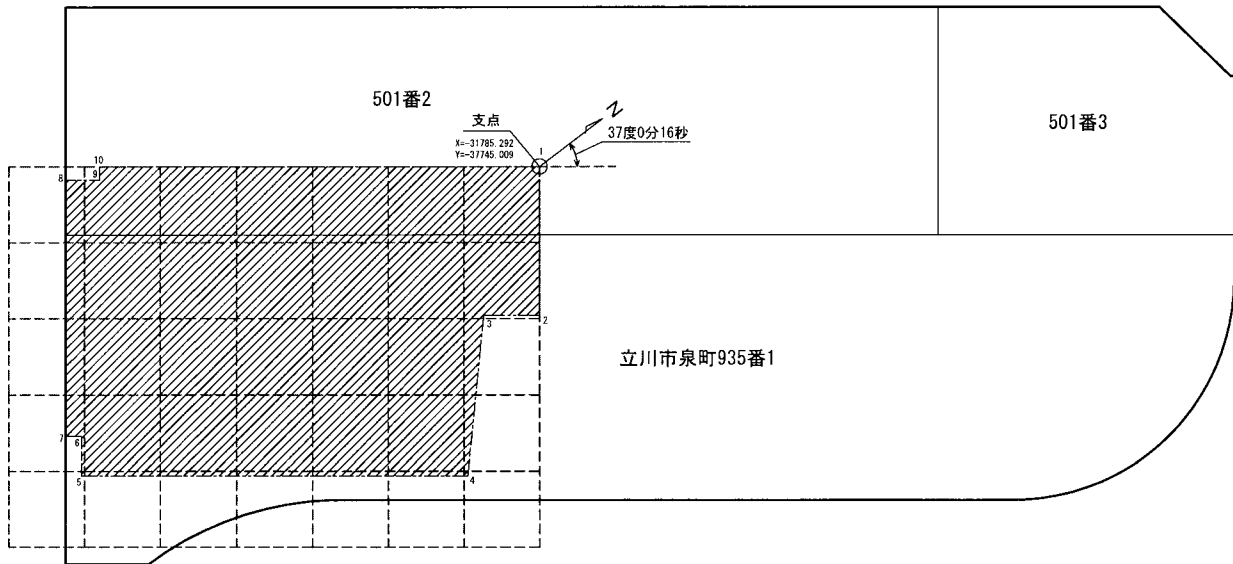
平成三十一年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

支 点

支点の座標は、X=-31785.292、Y=-37745.009とする。
※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度 37度0分16秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
1	-31785.292	-37745.009
2	-31797.052	-37729.404
3	-31802.942	-37733.843
4	-31817.319	-37718.298
5	-31857.959	-37748.927
6	-31854.833	-37753.074
7	-31856.530	-37754.352
8	-31836.266	-37781.238
9	-31832.671	-37778.528
10	-31831.619	-37779.924

●東京都告示第百十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

平成三十一年二月五日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
船客待合所	岡田港船待合所	二、二七一・七	大島町岡田	平成三十一年二月六日
難施設	津波避	九平方メートル	田字横町	年二月六日
			八十三番地一及び八十三番地三	
			地三	

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年二月五日

東京都選挙管理委員会

施設	名称	所在地
特別養護老人ホーム	浮間	北区浮間二丁目十二番二十二号

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年二月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
調布市東つつじヶ丘三丁目三十一番十二号
中央区銀座六丁目十七番一

調布市富士見町一丁目十番十、同番十一、同番四十三、同番四十四及び同番四十六
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号

113-0001

